

各事業者 様

池田町長

_____年度 個人住民税（町民税・道民税）の特別徴収義務者の
指定について（予告）

北海道及び池田町の税務行政につきましては、日ごろからご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、十勝総合振興局と池田町では地方税法の趣旨に基づく個人住民税（町民税・道民税）の適正・公平な課税と徴収を行うとともに、従業員の方々の利便性向上のため、「特別徴収制度」の実施を推進しております。

特別徴収は、地方税法に定められた制度であり、給与所得者については、原則としてその町民税・道民税を特別徴収の方法によって徴収しなければならないとされています。

そこで、池田町は、_____年度から貴事業所を、法令に基づき個人住民税（町民税・道民税）の特別徴収義務者と指定させていただきますので、予めお知らせいたします。

このことにより、従業員の方の _____年6月支払分の給与から、個人住民税（町民税・道民税）の引き去りをしていただくこととなりますので、事業所の皆様にはお手を煩わせることとなりますが、趣旨をご理解の上、法令を遵守されますようお願いいたします。

なお、給与支払報告書を提出する際には、普通徴収を希望することが出来ませんのでご了承ください

詳しくは、別添の資料に記載しておりますので、ご不明な点がございましたら、税務課税務係までお問い合わせください。

_____池田町役場
_____税務課税務係

※ 所得税を源泉徴収している事業主は、原則として、アルバイト・パート等を含むすべての従業員から個人住民税（町民税・道民税）の特別徴収することが、法令により義務付けられています（地方税法第321条の4）。

○特別徴収と特別徴収義務者

特別徴収とは、給与支払者が給与支払の際、納税者の個人住民税（町民税・道民税）を徴収し（年税額を6月から翌年5月までの12回で分割徴収）、納入していただく徴収方法です。給与所得者の方につきましては原則として特別徴収となっております。

この特別徴収の義務を負う方（所得税の源泉徴収義務者）を特別徴収義務者といいます。

○特別徴収をされる人は

特別徴収の対象となるのは、前年中において給与の支払いを受けていて、かつ4月1日現在において給与の支払いを受けている従業員です

○年度途中から特別徴収を開始するときは

就職等により年度途中から特別徴収を開始する場合は、「特別徴収切替依頼書」により届出をしてください。

○特別徴収税額の納入方法

特別徴収義務者は、「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている月割額を、6月から翌年5月まで毎月の給与から徴収し、翌月の10日（10日が金融機関の休業日にあたる場合は、直後の営業日）までに納入書により納入してください。

退職や繰入などで納入額に変更があった場合は、届出後に折り返し「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、その内容に従って納入をしてください。

○特別徴収の納期の特例

給与の支払いを受ける従業員等が常時10人未満の場合は、年2回に分けて一括納入することができます。納期の特例を希望される場合は、税務課税務係までお問い合わせください。

○従業員が退職した場合

退職により個人住民税（町民税・道民税）を徴収できなくなった場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」により翌月10日までに届出をしてください。徴収方法は、退職の時期や当該納税義務者の意向等によって異なりますが、一括徴収であれば、退職後の税負担がなくなります。なお1月1日以降に退職した場合は一括徴収となります。

特別徴収方法の納税のながれ

- ① 毎年1月31日までに、従業員（アルバイト・パート等を含む全員）の給与支払報告書を提出いただきます。
- ② 提出された給与支払報告書などにより、個人住民税（町民税・道民税）額を計算します。
- ③ 毎年5月31日までに給与支払者（特別徴収義務者）へ特別徴収税額を通知します。
- ④ 特別徴収税額決定通知書に記載された税額を月々の給与から差し引いて徴収いただきます。
- ⑤ 税額差し引き後の給与を従業員の方々に支給いただきます。
- ⑥ 徴収いただいた税額を翌月の10日までに池田町へ納入していただきます。

※所得税のように、給与支払者が税額を計算する必要はありません。